

平成26年度

第1回小牧市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成26年11月13日（木） 午後2時から

小牧市役所東庁舎4階 本会議用控室

## 平成26年度第1回小牧市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日時 平成26年11月13日(木) 午後2時から
- 2 場所 小牧市役所東庁舎4階 本会議用控室
- 3 出席者  
〔被保険者代表〕  
松屋亜州男委員、鈴木エイ子委員、栗山暢子委員、林好子委員  
  
〔保険医等代表〕  
吉田雄一委員、塚原邦秋委員、船橋きみえ委員  
  
〔公益代表〕  
高木健委員、早稲田幸男委員、平林克之委員、高井保宏委員  
  
〔市側、事務局職員〕  
舟橋健康福祉部長  
保険年金課 伊藤課長、水野課長補佐、小川係長
- 4 欠席者  
〔保険医等代表〕  
菱田直基委員  
  
〔被用者保険代表〕  
村井茂樹委員
- 5 署名委員 栗山暢子委員、塚原邦秋委員
- 6 議事  
〔議事録〕  
〔開会 13時55分〕

司会 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます  
ございます。定刻前ですが、みなさん、お集まりいただいております  
ので、ただ今より、小牧市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

なお、当協議会の傍聴の申し出は、ございませんでしたので、報告  
させていただきます。

それでは、次第に従いまして、始めさせていただきます。

まず始めに、舟橋健康福祉部長から、あいさつを申しあげます。

舟橋部長 改めまして、みなさんこんにちは。ただいまご紹介がありました私、  
小牧市の健康福祉部長をしております、舟橋でございます。

よろしく願いいたします。今日は大変お忙しい中、小牧市国民健  
康保険運営協議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます  
です。

冒頭、皆様にご披露させていただきたいことがございます。

実は、国保運営協議会委員であります塚原先生がこの度、10月  
20日でございますが厚生労働大臣表彰を受賞されました。  
これまで、国保運営協議会委員として永年に渡りご貢献いただいたこ  
とによりまして、厚生労働大臣から表彰されましたので、ご披露さ  
せていただきます。本当におめでとうございます。

今後ともご支援の程よろしく願いします。

早速であります、ご存知のように国保の運営事業につきましては  
全国的に非常に厳しい状況にあるということは、皆様方もご存知のと  
おりだと思えます。

こういう社会保険方式でやっている事業というのは、基本的に保険  
料、小牧の場合は、保険税であります、税を上げるか、自己負担額  
を上げるか、又は市税を投入するかという3つの方法しか実は無い制  
度でございます、これは全国的に国保行政、運営というのは少子高

齢化の中で非常に各市町村とも負担が大きく苦慮しているところであり  
ます。

国の方もこの件につきまして、いろいろと議論いただいておりますし  
て、検討していただいております。

今も国の方で新たな国費、国のお金を全国の国保の運営に対して投入  
するという議論がなされています。

特に1番大きなものが、平成29年に予定していますが、現在は各市  
町で基本的には国保を運営しておりますが、これを都道府県単位で  
運営していく、簡単に言うと今、小牧は小牧の国保でやっていますが、  
これを愛知県が運営をしていく。

ご存知のように、後期高齢者の保険制度これは愛知県内、広域的に  
やっていますが、そのような形に移行するという方向性は決まってい  
ます。

ただ、時期は29年というふうに言っておりますが、今後の国の  
いろいろな議論によって多少変わってくる可能性はあるわけでありま  
すが、国としましても、全国的な国保の行財政運営につきましては非  
常に危機感を持っておりまして、先程申し上げましたようにいろん  
な形で国保財政をやっていこうというようなことを今、検討しておっ  
ていただいているところでもあります。

従いまして、今後1、2年の内に国保に関わる制度改正を実は予定  
しなければならなくなるだろうと私どもは思っております。また、  
その節には委員の皆様方には大変お手数をお掛けしますが、ご理解  
とご協力をお願いしたいと思います。

本日は、次第にありますように議事は2点であります。1つは  
「諮問」でありまして、出産育児一時金の改正について、もう1点は  
国民健康保険の現況についてということで報告をさせていただきたい  
と思っております。

いずれにいたしましても、今後とも小牧市の国民健康保険事業の運  
営には、皆様方のご意見、ご協力を賜りますことをお願い申し上げま

して開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。  
司会 続きます、この度、船橋委員、亀谷委員、昆委員の辞任に伴いまして3名の委員が新たに就任されましたので、ご紹介をさせていただきます。その場でご起立をお願いします。

被保険者代表の林 好子様、公益代表で尾張中央農業協同組合から早稲田 幸男様、労働団体から高井 保宏様です。

司会 本日は、保険医等代表の菱田 直基様、被用者保険代表の村井 茂樹様のご都合により、欠席されております。

司会 続きます、先程、部長の方からご紹介させていただきましたが、この度、塚原委員が小牧市国民健康保険運営協議会の委員として21年余に渡り、ご尽力され、国民健康保険事業の適正な財政運営等にご貢献されました。その功績に対し、10月20日、東京都の中央合同庁舎において、厚生労働大臣表彰を受けられましたので、塚原委員よりこの場で一言ご報告をお願いいたします。

塚原委員 貴重なお時間を頂戴いたしまして、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。この度の厚生労働大臣賞という大変、由緒ある賞を頂戴いたしまして、そのご報告を頂きました時には、本当に驚き、また、恐縮いたしました。これは、ひとえに、国保運営協議会会長並びに歴代の委員の皆様方のご尽力、また、ご協力、ご理解の賜物と、さらには、事務局であります保険年金課の皆様方の永年に渡るご支援の賜物と心より感謝を申し上げます。

この受賞を今後は、さらに市民の皆様方の健康保持、増進に、さらには、国保運営協議会の発展並びに充実に精進させていただきたく存じております。どうぞ今後ともご鞭撻のほどよろしくお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして会を進めさせていただきます。議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第3条の定めによりまして、会長に本来お願いするところではありますが、亀谷委員の辞任に伴いまして、会長が不在のため、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により、副会長に会長の職務代行をお願いさせていただきますので、よろしく申し上げます。

副会長 私、公益代表として小牧商工会議所の代表としてこの場におります平林と申します。会長不在ということでございますので、私の方でこの第2項の「会長選出について」の議事を進めさせていただきます。その前に事務局から本日の委員の出席者数の報告をお願いします。

小川係長 ただいまの出席委員は11名であります。

副会長 ありがとうございます。過半数の委員の方の出席をいただきましたので、本日の協議会は成立いたしました。本日の議事録の署名人を指名させていただきます。栗山委員と塚原委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

副会長 それでは、(2)の「会長選出」を議題といたします。  
会長の選任は、国民健康保険法施行令第5条の規定により会長1名を公益代表の委員の方から選出することになっております。  
選出方法につきましては、従来は推薦でお願いしておりましたが、今回も推薦ということで、よろしいかどうか委員の方々におはかりをさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

副会長　　ご異議なしとの言葉を皆様方から頂きましたので、ここで推薦により会長を選出させていただきたいと思います。どなたか、ご推薦をお願いできる方がおられましたら、挙手をもってお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

高木委員　　社会福祉協議会代表の高木と申します。よろしく申し上げます。会長には従来から、尾張中央農協の代表の方をお願いしておるところでございますので、会長には早稲田委員をご推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

副会長　　高木委員、大変ありがとうございました。ただいま、会長には尾張中央農協代表の早稲田委員をお願いしてはどうかという、ご意見をいただきましたが、委員の皆様方いかがでしょうか。

各委員　　(異議なしの声)

副会長　　異議なしとの言葉、多数と認めまして、会長には早稲田委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ここで早稲田委員には会長席へご移動をしていただきまして、以後の議事を取り仕切りをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

早稲田委員　(会長席に移動)

司会　　それでは、ここで新しく就任されました、早稲田会長からごあいさつをいただきたいと思います。

早稲田会長よろしくお願いいたします。

会長 　ただ今、皆様からのご推薦によりまして、会長という大役をおおせつかることになりました、早稲田でございます。よろしく申し上げます。

　先程、舟橋部長の方から縷々、国民健康保険についてご説明等、保険税についてのお話があったわけですがけれども、大変厳しい時代の中で国民健康保険を運営していくことは、委員の皆様のご協力、それから屈託の無いご意見を集約させていただいて議会の方へあげていくと、というようなことが必要になっていくと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

　この重責を全うさせていただくためには、皆様方のご指導とご協力が無いことには全うできませんのでよろしくお願ひいたします。

　簡単ではありますが、よろしくお願ひします。

司会 　ありがとうございました。続きまして今回は各委員の皆様「出産育児一時金の改正について」をご審議いただくため、ただ今から諮問書を会長にお渡しいたします。

舟橋部長 　（諮問書を舟橋部長が朗読後、会長に渡す。）

事務局 　（各委員に諮問書のコピーを配布）

司会 　それでは、本日の議事に入りたいと思ひますが、ここからの議事の進行につきましては、会長にお願ひさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

会長 　それでは、ただ今から議事に入りたいと思ひます。  
議題（１）の「出産育児一時金の改正について」を議題といたします。事務局からの説明をよろしくお願ひします。

伊藤課長

保険年金課長の伊藤でございます。よろしく申し上げます。

それでは、諮問事項「出産育児一時金の改正について」の説明をさせていただきます。お手元の諮問資料をご覧ください。

まず出産育児一時金ではありますが、出産は病気で病院にかかった場合と異なりまして、帝王切開などの異常分娩を除きまして健康保険が使えないため全額自費となっております。

そのために、出産に要する経済的な負担を軽減するため、一定の金額を支給されるのが出産育児一時金であります。

その支給額ではありますが、健康保険や協会けんぽなどの被用者保険では健康保険法施行令、国民健康保険では条例で、それぞれ定めることとされております。

小牧市国保につきましては、健康保険法施行令に準じて、39万円の基本額に、産科医療補償制度掛金相当額3万円を加算した42万円としております。

なお、愛知県内54市町村すべて、健康保険法施行令で規定されている金額と同額の42万円と現在となっております。

今回の健康保険法施行令における出産育児一時金の改正内容ではありますが、2ページの中ほどの表のところをお願いします。

産科医療補償制度加算額の欄をご覧ください、現行3万円が1万6千円に改正されます。

産科医療補償制度でございますが、分娩に関連して重度の脳性麻痺となった赤ちゃんとそのご家族の経済的負担を補償するための制度でありまして、補償に対する掛金が現在3万円となっております。

産科医療補償制度に加入せれている医療機関で出産された場合には出産育児一時金にこの掛金相当額3万円が加算されます。

その産科医療補償制度でございますが、余剰金の関係で保険料の掛金が3万円から1万6千円に引き下げられます。

このことに伴いまして、掛金相当額の加算額を同様に3万円から1万6千円に引き下げるものであります。

次に、出産育児一時金（基本額）の欄をご覧ください、現行39万円が40万4千円に改正されます。平均的な出産費用が増加していることから、出産に要する経済的な負担を軽減する観点より、基本額を39万円から40万4千円に引き上げるものであります。

結果、基本額に産科医療補償制度掛金相当額を加算した合計支給額でございますが、こちらにつきましては42万円が維持されます。また、施行日につきましては27年1月1日が予定されています。

3ページをご覧ください。

健康保険法施行令どおり改正した場合の小牧市国保への影響額でございますが、合計支給額は42万円は変更が無いため、ほとんど影響が無く、海外での出産など産科医療補償制度加算対象外の出産分が影響額となります。

昨年度、出産育児一時金としてとして小牧市国保は、211件支給いたしました、産科医療補償制度対象外の支給件数はそのうち11件でございますので、11件×1万4千円の15万円程度の影響となると見込んでいます。

小牧市国保におきましても、健康保険法施行令は、医療機関における平均出産費用を基準として改正を予定していること、過去、出産育児一時金につきましては、被用者保険との均衡をとるため健康保険法施行令の額に準じて改正してきた経緯があることから、同様に改正したいと考えますので、運営協議会の皆様のご意見を伺うものであります。

最後、繰り返しになりますが、これまで、出産育児一時金の額は、出産費用の状況等を踏まえて改定してきたところでございます。

今回、産科医療補償制度の見直しにより、掛金が3万円から1万6千円に引き下げられることになりましたが、出産育児一時金の総額については、平均的な出産費用が増加していることから、42万円を維持しようとするものでございます。

今回、ご理解の方が得られれば、健康保険法施行令改正後、議会

の方に出産育児一時金の改正の条例案を提出させていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

これで、説明を終わらせていただきます。

会長 事務局からの説明が終了いたしました。皆様からのご意見、ご質問等がございましたら、頂きたいと思えます。

高木委員 今のご説明の中で、来年1月1日から施行するということですが、分かりましたら近隣市町がどのような動向なのかお聞かせ願いたいと思えますのでよろしく願いいたします。

伊藤課長 実は先日11日の火曜日ですが、近隣9市の国保担当課長・係長会議がございました。会議で情報交換をしよう尾東ブロック国保担当課長・係長会議がございましたが、その時に出産育児一時金の改正についても情報交換をさせていただいたところでございます。春日井市、瀬戸市を始め各市とも健康保険法施行令に準じて改正する予定とのことであります。以上です。

会長 他に何かご意見等ございますでしょうか。

吉田委員 改正とはあまり関係が無いことですが、出産育児一時金を具体的に申請する手順はどのようなになっていますか。

伊藤課長 出産育児一時金の支給方法ですが、現在2通りございます。1つは医療機関が加入者、被保険者に代わって出産育児一時金の支給申請及び受け取りを行う直接支払い制度でございます。もう1つが出産後、被保険者、加入者の方が保険者、小牧市国保に申請をして支給を受けるこの2つの方法がございます。以上です。

吉田委員 医療機関が代わって申請することは可能ということなのですが、一部に生きて生まれてこなかった人に対する一時金も支払われているようにも聞いていますが、そういう具体的な事実の把握はされていますか。

伊藤課長 出産育児一時金の支給対象でございますが、妊娠85日以上でございましたら、死産、流産、人工中絶であろうとも支給対象となっております。以上です。

会長 他に何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

会長 ご意見も出尽くしたようでございますので、皆様お忙しいことと思っておりますので、できましたら、本日結論を出していきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

会長 ただ今、「ご異議なし」という発言をいただきまして、本日諮問のありました「出産育児一時金の改正について」は、出産育児一時金に係る健康保険法施行令が改正された場合に、諮問どおり改正することに対しまして、ご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

会長 「ご異議なし」とのことですので、「出産育児一時金の改正については」、出産育児一時金に係る健康保険法施行令が改正された場合に、諮問どおり改正することに決定いたしました。

会長           なお、本日決定いたしました内容を答申することになりますが、お忙しい方ばかりでありますので、お許しをいただければ、私と平林副会長で答申を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員           (異議なし)

会長           ありがとうございました。

                  続きまして、議題(2)「小牧市国民健康保険の現況について」を議題とします。事務局からの説明をよろしくお願ひします。

伊藤課長      引き続きまして、国民健康保険の現況について、ご説明を申し上げます。お手元の資料1をご覧ください。

                  年度平均被保険者数等の実績及び推計でございます。

                  まず、加入世帯数であります。平成25年度の加入世帯数は2万2,533世帯、対前年度比マイナス0.2%、46世帯の減となりました。被保険者数は、平成25年度は4万31人、対前年度比マイナス1.13%、458人の減となりました。平成26年度以降も、同様に微減傾向が続くものと考えております。

                  なお、被保険者数の内訳でございますが、一般被保険者数が3万8,323人、割合にいたしまして、95.7%、退職被保険者が1,708人、割合にいたしまして、4.3%となっております。

                  退職者医療制度でございますが、この制度につきましては、平成26年度末に経過措置が終了となります。

                  平成27年度以降は、新たに退職者医療制度の対象となる方はみえませんが、それまでの退職被保険者の方は65歳になるまでの間は退職者医療制度の対象となります。その関係で、平成27年度以降、退職者被保険者数が段階的に減少していきます。

                  40歳以上65歳未満の方が対象となる介護分の平成25年度の被保険者数は1万3,129人、対前年度比マイナス4.32%、593

人の減となりました。

続きまして、資料2をご覧ください。

資料2 国保財政状況であります。

平成25年度の決算でございますが、歳入総額142億863万6千円、歳出総額141億3,131万2千円、収支差引が7,732万4千円となっております。なお、実質的な収支、財源不足を補うためのその他一般会計繰入金等を差し引きしたものは、8億4,037万1千円の赤字となっております。前年度の7億701万9千円と比較しますと赤字額が1億3,335万2千円増加いたしました。

歳入でございますが、国庫支出金が2.63%減の27億1,805万円、療養給付費等交付金が16.22%減の6億3,947万1千円となっているものの、前期高齢者交付金が14.74%増の39億5,577万3千円となったこと等により歳入全体で3.26%増の142億863万6千円となりました。また、一般会計からの繰入金でございますが平成24年度の12億6,409万2千円から平成25年度は13億9,963万7千円と1億3,554万5千円の増額となりました。国保財政の財源不足を補う、その他一般会計繰入金についても平成24年度の7億円から平成25年度は8億5千万円と1億5千万円の増額となりました。依然として、高い水準にあり、健全な財政運営状況ではないと認識しております。

歳出につきましては、保険給付費が3.26%増の95億2,201万6千円、後期高齢者支援金等で4.40%増の20億8,639万4千円となったことなどにより、歳出全体で約3.21%増の141億3,131万2千円となりました。

続きまして、資料3をご覧ください。

資料3 保険給付費の状況であります。

平成25年度の保険給付費計は95億2,201万6千円で対前年度比3.26%の増加となっております。このうち一般被保険者療養給付費が対前年度比3.56%増の79億921万3千円と保険給付費

全体の約83%を占めております。このような状況の中、保険給付費の増加を抑制し適正なものとしていくため、引き続き、特定健康診査・特定保健指導、後発医薬品の利用促進、医療費通知の送付などの対策を実施してまいります。

また、平成25年度に国保連合会が健診データやレセプトデータを分析することができる国保データベースシステムを構築しましたので、このシステムを利用し、レセプトデータや健診データの分析を行い、効果的な保健事業を実施していきたいと考えております。

続きまして、資料4をお願いします。

資料4 保険税の収納状況であります。

歳入の根幹をなす保険税の収納状況であります。平成25年度現年度分であります。調定額35億2,904万7千円、収納額31億7,232万7千円となりました。滞納繰越分につきましては、調定額15億9,281万8千円、収納額2億7,751万2千円となりました。現年度分収納率は、還付未整理金を除く額で89.89%となり、対前年度比0.27ポイント増となっております。滞納繰越分につきましては、17.42%となり、対前年度比2.10ポイント増となっております。

収納率向上のため、電話による納付勧奨や口座振替推進キャンペーン等の口座振替率の向上対策、多重債務相談や納税相談の実施などの取り組みにより、収納率は平成22年度88.45%、平成23年度89.30%、平成24年度89.62%、そして、平成25年度89.89%と向上してきております。

しかしながら、89.89%は高い収納率とはいえませんので、今後も収納率の向上に向けて地道な努力を続けていきたいと考えております。

続きまして、資料5をお願いします。

資料5 税率の推移でございます。

課税限度額につきましては、地方税法施行令の上限額にあわせ見直しを実施してきておりますが、税率については、平成20年度から同

じ税率となっております。冒頭の挨拶でもありましたが、現在、国では持続可能な社会保障制度の議論がなされ、国保の構造的な問題の解決、都道府県による国保の運営等の方向性が示され、平成29年度実施が目指されているところでございますが、その詳細につきましては不明な状況であります。

平成27年度につきましては、国保税率の見直しは行いませんが、今後、これら国の進捗状況を見据えつつ、国保税率の見直しについても検討していく必要があると考えております。

続きまして、資料6をお願いします。

資料6 特定健康診査等受診率の状況であります。

平成25年度の特定健康診査の受診率でございますが、前年度より0.5ポイント上昇し、42.4%となりました。平成25年度の国・県における平均値は発表前ではありますが、平成24年度までの小牧市の受診率は国・県の平均値を上回っております。

平成25年度の特定保健指導の受診率ですが、前年度より2.8ポイント上昇し、18.2%となりました。こちらにつきましては、国の平均値を下回っております。

平成25年度は、特定健康診査の実施期間の拡大、特定保健指導における積極的支援の利用者の窓口負担の無料化などに取り組んだところであります。

今後も未受診者への勧奨などを行うことにより、特定健診・特定保健指導の推進を図っていきたいと考えています。

以上で国民健康保険の現況の説明を終わらせていただきます。

会長

事務局からの国民健康保険の現況についての説明は終わりました。皆様からのご質問、ご意見等をいただきたいと思っております。ご質問、ご意見はございませんか。

吉田委員

国民健康保険税を滞納した状態で国民健康保険証を使うことができるのでしょうか。滞納者が死亡した場合は滞納したお金はどのような

になりますか。

伊藤課長 相続人の方とか相続財産がある方につきましては、そちらの方でお願いをしております。

会長 その他何かありますでしょうか。

林委員 今、滞納状況のお話がありましたけれども、滞納者に対して最も力を入れているような事、取り組みがありましたら教えていただけますでしょうか。

伊藤課長 滞納状況等につきましては、収税課と保険年金課で協力して行うような形になっております。保険年金課で実施していますことにつきましては、一定の未納がある方につきましては、保険証を一律に更新するのではなく、未納の額、期間等に応じまして短期保険証といたしまして通常1年間の期間のある保険証をお渡ししておりますが、状況等に応じて半年、3ヶ月、1ヶ月の短期保険証を発行させていただいております。その保険証の更新の折に窓口で納税相談、納付の方をお願いしているところであります。

会長 その他何かありますでしょうか。

松屋委員 特定健康診査をやることによる効果は具体的に何か数字的にはありますでしょうか。これだけ受診者が増えたから、医療費が全体で減りましたとかそういったものはありますか。

伊藤課長 健診による医療費削減の効果ということが今後の検証になっていくと考えておりますが、厚生労働省の資料によりますとメタボリックシンドローム及び予備軍といわれた方の医療費は、そうでない健康な方と比べて年間医療費は9万円弱だったと思っておりますが、それぐらいの差があるという資料がございます。

特定健診を受けられて、メタボリックシンドロームと判定された方が次年度、その内の約500名程だったと思いますがメタボリックシンドロームから脱却しておりますので、このような健診も有効なものと考えております。以上であります。

会長            その他ご意見等ありますでしょうか。

会長            ご意見も出尽くして無いようでありますので、議事を終了させていただきます。

                 「その他」に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。

伊藤課長      本日はご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。  
                 答申書につきましては、答申の終了後、各委員の皆様へ写しを送付させていただきます。よろしく願いいたします。

                 また、議事録につきましては、作成しだい署名をいただきにお伺いさせていただきますと思いますのでよろしく願いいたします。

会長            それでは、これをもちまして本日の協議会を終了させていただきます。慎重審議、大変ありがとうございました。スムーズに議事の進行をさせていただきご協力ありがとうございました。委員の皆様にはお忙しい中ご出席をいただき、大変ありがとうございました。

                 [閉会 15時30分]

上記のとおり、平成26年11月13日（木）開催の国民健康保険  
運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録  
を作成し、会長及び出席委員2名が署名する。

平成 26 年 12 月 11 日

会 長 早稲田 幸男

署名委員 塚原 邦秋

署名委員 栗山 暢子